

栃木県立石橋高等学校いじめ防止基本方針

本校では、すべての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校を挙げて取り組みます。いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策組織」を設置し、保護者、地域、関係機関等とも連携しながら、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解消に向けて組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、『栃木県立石橋高等学校いじめ防止基本方針』実践のための行動計画』を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- 「いじめ対策組織」を設置し、いじめの未然防止・早期発見・事案対処等に学校全体で取り組みます。いじめが疑われる事態を把握した際には、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応します。
- 生徒及び保護者に対して、いじめ対策組織の存在や活動が明確に捉えられるよう努めます。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止

- 生徒の豊かな心を育み、道徳性を身につけさせるために、生徒が自主的にいじめの問題を考え、議論するなどいじめの防止に資する活動を実施し、「いじめを許さない心」「いじめを起こさない力」を育成します。
- 生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努めます。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

3 いじめの早期発見・対処

- いじめは、大人が気付きにくく、遊びやふざけあいを装って行われるなど判断しにくいことを全職員が認識します。
- 日頃から生徒の行動を注視し、いじめの可能性を疑い生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- アンケートや個人面談の実施により、いじめの疑いがある場合には、一部の教員で対応せず組織的に対応します。
- 日頃から生徒に声をかけるなど生徒との信頼関係を築き、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、周知に努めます。

4 いじめの解消

- いじめの事実が確認された場合は、ただちにいじめを止めさせ、いじめを受けた生徒・保護者の立場に立って対応・支援を行い、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめに係わる相談があった場合は、すみやかに事実の確認を行い、いじめ対策組織に報告し組織的に対応します。
- いじめられた生徒（被害生徒）といじめた生徒（加害生徒）への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。
- いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを根絶するために教員など大人の誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- 被害生徒、加害生徒の双方を継続的に注視しながら、指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、県教育委員会及び所轄警察署と連携して対応にあたります。

5 ネットいじめへの対応

- 携帯電話、スマートフォン等は、校内での使用を制限します。
- 教科情報やLHR等を活用し、インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。
- 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切な指導ができるよう啓発に努めます。